

「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

令和4年(2022年)12月22日

「中小企業の会計に関する指針」(最終改正 令和3年(2021年)8月3日)を次のように一部改正する。

公開草案(令和4年(2022年)12月22日)	現行(令和3年(2021年)8月3日)
<p style="text-align: center;">中小企業の会計に関する指針</p> <p style="text-align: center;">平成17年(2005年)8月1日</p> <p>改正 平成18年(2006年)4月25日</p> <p>改正 平成19年(2007年)4月27日</p> <p>改正 平成20年(2008年)5月1日</p> <p>改正 平成21年(2009年)4月17日</p> <p>改正 平成22年(2010年)4月26日</p> <p>改正 平成23年(2011年)7月20日</p> <p>改正 平成25年(2013年)2月22日</p> <p>改正 平成26年(2014年)2月3日</p> <p>改正 平成27年(2015年)4月21日</p> <p>改正 平成28年(2016年)1月26日</p> <p>改正 平成29年(2017年)3月9日</p> <p>改正 平成30年(2018年)3月12日</p> <p>改正 平成31年(2019年)2月27日</p> <p>改正 令和3年(2021年)8月3日</p> <p><u>最終改正</u> 令和5年(2023年)月 日</p>	<p style="text-align: center;">中小企業の会計に関する指針</p> <p style="text-align: center;">平成17年(2005年)8月1日</p> <p>改正 平成18年(2006年)4月25日</p> <p>改正 平成19年(2007年)4月27日</p> <p>改正 平成20年(2008年)5月1日</p> <p>改正 平成21年(2009年)4月17日</p> <p>改正 平成22年(2010年)4月26日</p> <p>改正 平成23年(2011年)7月20日</p> <p>改正 平成25年(2013年)2月22日</p> <p>改正 平成26年(2014年)2月3日</p> <p>改正 平成27年(2015年)4月21日</p> <p>改正 平成28年(2016年)1月26日</p> <p>改正 平成29年(2017年)3月9日</p> <p>改正 平成30年(2018年)3月12日</p> <p>改正 平成31年(2019年)2月27日</p> <p><u>最終改正</u> 令和3年(2021年)8月3日</p>

公開草案（令和4年（2022年）12月22日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p style="text-align: right;"> <u>日本公認会計士協会</u> <u>日本税理士会連合会</u> 日本商工会議所 企業会計基準委員会 </p> <p>【総論】</p> <p>（略）</p> <p>【各論】</p> <p>金銭債権（10－16） 貸倒損失・貸倒引当金（17・18） 有価証券（19－24） 棚卸資産（25－29） 経過勘定等（30－32-2） 固定資産（33－39） 繰延資産（40－44） 金銭債務（45－48） 引当金（49－52） 退職給付債務・退職給付引当金（53－58） 税金費用・税金債務（59－61） 税効果会計（62－67） 純資産（68－72） 収益・費用の計上（73－75）</p>	<p style="text-align: right;"> <u>日本税理士会連合会</u> <u>日本公認会計士協会</u> 日本商工会議所 企業会計基準委員会 </p> <p>【総論】</p> <p>（略）</p> <p>【各論】</p> <p>金銭債権（10－16） 貸倒損失・貸倒引当金（17・18） 有価証券（19－24） 棚卸資産（25－29） 経過勘定等（30－32-2） 固定資産（33－39） 繰延資産（40－44） 金銭債務（45－48） 引当金（49－52） 退職給付債務・退職給付引当金（53－58） 税金費用・税金債務（59－61） 税効果会計（62－67） 純資産（68－72） 収益・費用の計上（73－75）</p>

公開草案（令和4年（2022年）12月22日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p>リース取引（75-2-75-4） 外貨建取引等（76-80） 組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）（81・82） 個別注記表（83-87） 決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示（88-90）</p>	<p>リース取引（75-2-75-4） 外貨建取引等（76-80） 組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）（81・82） 個別注記表（83-86） 決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示（87-89）</p>

【各 論】

※脚注追加による脚注番号の変更については省略。

公開草案（令和4年（2022年）12月22日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p>[引当金] 49. ～ 52. （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第6条第2項、第75条、第88条第7項、第101条 企業会計原則 第三・四、注解18 役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第4号） 第3項、第13項 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）¹⁴第19項、第20項</p> <hr/> <p>¹⁴ 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用により、適用が終了する。</p>	<p>[引当金] 49. ～ 52. （同左）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第6条第2項、第75条、第88条第7項、第101条 企業会計原則 第三・四、注解18 役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第4号） 第3項、第13項 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）第19項、第20項</p> <p>(脚注追加)</p>

公開草案（令和４年（2022年）12月22日）	現行（令和３年（2021年）8月3日）
<p>[収益・費用の計上] 73. ～ 75. （略）</p> <p>【関連項目】 企業会計原則 第二・一及び三、第三・五及び同注解6 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）²¹ 法人税法第64条</p> <hr/> <p><u>21 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用により、適用が終了する。</u></p>	<p>[収益・費用の計上] 73. ～ 75. （同左）</p> <p>【関連項目】 企業会計原則 第二・一及び三、第三・五及び同注解6 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号） 法人税法第64条</p> <p>（脚注追加）</p>
<p>[個別注記表] 要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。 ➤ <u>その他、本指針で必要とされる注記を行う必要がある。</u> <p>83. ～ 84. （略）</p> <p><u>85. 収益の計上基準の注記</u></p>	<p>[個別注記表] 要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。 <p>（追加）</p> <p>83. ～ 84. （同左）</p> <p>（追加）</p>

公開草案（令和4年（2022年）12月22日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p><u>重要な会計方針の「収益及び費用の計上基準」に以下の事項を含めて注記する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該会社の主要な事業における製品やサービス等の内容、それらに関する収益の計上時点</u> <p><u>参考となる注記の例を、「個別注記表の例示」及び「別紙 収益の計上基準の注記例」に記載している。</u></p> <p>86. ～ 87. （略）</p> <p>【関連項目】 （略）</p> <p><u>個別注記表の規定</u> （略）</p> <p><u>個別注記表の例示</u> （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p>	<p>85. ～ 86. （同左）</p> <p>【関連項目】 （同左）</p> <p><u>個別注記表の規定</u> （同左）</p> <p><u>個別注記表の例示</u> （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p>
<p>1. （略）</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>収益の計上基準</u></p> <p><u>当社は、精密機械であるA製品の製造及び販売並びに汎用品であるB製品の製造及び販売を主要な事業としています。</u></p>	<p>1. （同左）</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>（追加）</p>

公開草案（令和４年（２０２２年）１２月２２日）	現行（令和３年（２０２１年）８月３日）
<p><u>A製品の販売については、顧客の検収時点で売上を計上しています。</u></p> <p><u>B製品については、出荷時点で売上を計上しています。</u></p> <p>(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① ～ ② （略）</p> <p>3. ～ 5. （略）</p>	<p>(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① ～ ② （同左）</p> <p>3. ～ 5. （同左）</p>
<p>[決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示]</p> <p><u>88. ～ 90. （略）</u></p>	<p>[決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示]</p> <p><u>87. ～ 89. （同左）</u></p>
<p>別紙 収益の計上基準の注記例</p> <p><u>下記は例示であり、会社の状況や売上の計上基準に応じて適宜修正する必要がある。また、複数の事業を営む場合には、主要な事業について、それぞれ計上基準を記載することになる。</u></p> <p>1. <u>汎用品の製造及び販売の場合</u> <u>当社は、主に・・・に関する製造及び販売を行っており、出荷時点で売上を計上しています。</u></p>	<p>(追加)</p>

公開草案（令和４年（２０２２年）１２月２２日）	現行（令和３年（２０２１年）８月３日）
<p>2. <u>顧客による検収に至るまでに、日数を要する製品の製造及び販売の場合</u> <u>当社は、主に・・・に関する製造及び販売を行っており、顧客の検収時点で売上を計上しています。</u></p> <p>3. <u>店舗での小売業の場合</u> <u>当社は、主に・・・を店舗で販売する事業を営んでおり、レジにて顧客に商品を引き渡した時点で売上を計上しています。</u></p> <p>4. <u>インターネットを通じた小売業の場合</u> <u>当社は、主に・・・についてインターネットを通じて販売する事業を営んでおり、商品の出荷時点で売上を計上しています。</u></p> <p>5. <u>契約期間に渡るサービスの提供の場合（清掃サービス等）</u> <u>当社は、主に・・・に関する・・・を行っており、期間の経過に応じて売上を計上しています。</u></p> <p>6. <u>建設業の場合</u> <u><工事完成基準の場合></u> <u>当社は、主に・・・の建設業を営んでおり、対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。</u></p> <p><u><工事進行基準を採用しているものと工事完成基準を採用しているものがある場合></u></p>	

公開草案（令和4年（2022年）12月22日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p><u>当社は、主に・・・の建設業を営んでおり、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については進行基準（進捗率の見積りは原価の発生割合による）により売上を計上しています。その他の工事については完成基準により売上を計上しています。</u></p> <p>7. <u>システムの受託開発業の場合</u> <u><完成基準の場合></u> <u>当社は、主に・・・のシステムの受託開発を行っており、対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。</u></p> <p><u><進行基準を採用しているものと完成基準を採用しているものがある場合></u> <u>当社は、主にシステムの受託開発を行っており、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては進行基準（進捗率の見積りは原価の発生割合による）により売上を計上しています。その他のプロジェクトについては完成基準により売上を計上しています。</u></p> <p>8. <u>不動産の仲介業で、仲介業務の完了日において仲介手数料の売上を計上している場合</u> <u>当社は、主に不動産の仲介業を行っており、仲介業務に係る取引完了日に仲介手数料を売上に計上しています。</u></p> <p>9. <u>国内運送業の場合</u></p>	

公開草案（令和4年（2022年）12月22日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<u>当社は、主に運送業を行っており、運送業務の完了時点で売上を計上しています。</u>	

以 上